

愛知県立芸術大学附属図書館不用図書取扱い内規

昭和 60 年 5 月 9 日

最近改正 平成元年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この内規は、愛知県立芸術大学附属図書館が管理する図書の有効な利用を図るとともに、書庫管理の適正化のため不用図書の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(不用図書の決定基準)

第2条 図書館の管理する図書は、次の基準により不用図書とすることができる。

- (1) 汚破損がはげしく修繕が不可能なもの及び修繕をすることが不適當なもの
- (2) 図書の内容が改版等により改訂され、利用価値を失い、かつ、保存の必要がないもの
- (3) 年月の経過により利用価値を失い、かつ、保存の必要がないもの
- (4) 使用頻度の少ない図書のうち、保存良好な 1 冊を除いたもの
- (5) その他図書館長が認めるもの

(不用図書の決定)

第3条 不用図書の決定は、図書館長が図書館運営委員会の意見をきいて行う。

(不用決定の事務手続)

第4条 不用決定の事務手続は、愛知県財務規則(昭和 39 年 3 月 25 日規則第 10 号)により行う。